



安城市健民少年団々則

(名称および本部)

第一条 本団は、安城市健民少年団と称し、本部を団長宅に置く。

(加盟団体)

第二条 本団は、日本健民少年団の加盟登録団体である。

(目的)

第三条 本団は、団員の健全なる心身と社会的人格を養い、相互の友愛・奉仕・献身に基づく、野外活動を中心とした自主的な集団活動を通して、自然愛護の心と思いやり、強い意志を育て、健康で明るい善良な市民となることをもって目的とする。

(団員の心得)

第四条 団員は、次の団員の心得(実践五ヶ条)の実践に努める。

- 一、自分のことは、自分でします。
- 二、よいことをすすんでします。
- 三、強い体をつくります。
- 四、人の力になります。
- 五、素直で元気にします。

(指導者の心得)

第五条 リーダーは、次の指導者の心得の実践に努める。

- 一、野外活動の技術向上に協力し、指導者たらんと心掛けます。
- 二、団の運営に積極的に協力します。
- 三、自覚と誇りを持ち、責任ある行動をとります。
- 四、常に童心の心を持って活動します。

(活動)

第六条 本団は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (一) 野外活動
- (二) 奉仕活動
- (三) 交歓活動
- (四) スポーツ活動
- (五) 地域活動
- (六) その他目的達成に必要な活動

(団員の資格)

第七条 団員は、小学校一年生以上中学校三年生までの男女の者で、所定の加入登録をした者をもって団員とする。

(制服)

第八条 団員は指定の制服を着用する。

(団組織)

第九条 本団に教育・運営機構として、育成団体、総会、団役員会、リーダー会議、父母会及び訓練隊を置く。

(育成団体)

第十条 育成団体は、社会奉仕・商工・学識経験者及び地域等の団体あるいは団員教育のため組織された成人の団体で奉仕の精神をもって団の存続を維持し、または教育に必要な施設と経費についての責任を負う。
育成団体の代表は、職責上団役員となる。

(総会の招集及び開催)

第十一条 総会は、団長が招集し開催する。
また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(総会の構成)

第十二条 総会は、団員の父兄全員を議員とし構成し、団長が議長となる。

(総会の決議の委任)

第十三条 総会議員は、あらかじめ示された議案につき、その賛否を明らかにした委任状によって決議を委任することができる。ただし、委任によって役員を選出に関する決議に加わることはできない。

(総会の成立と決議)

第十四条 総会の定足数は、議員の過半数(委任状を含む)とし、その決議は、出席議員の多数決による。可否同数の時は議長がこれを決する。
ただし、安城市健民少年団々則の制定及び改定は、三分の二以上の同意を必要とする。

(総会の審議と承認事項)

第十五条 総会は、提案議案につき、これを審議決定する。また次の事項は、年次総会で承認を受けるものとする。
(一) 活動計画及びその報告
(二) 予算及び決算
(三) その他重要事項

(団役員会)

第十六条 団役員会は、育成団体及び団員の父兄等から団役員を選任し構成し、団の運営にあたる。
団役員の役目は、次の通りである。
(一) 団の資産を管理する。
(二) 団の財政について責任を負う。
(三) 集会場、備品及び夏季野営実施について便宜を図る。
(四) リーダーの選任について責任を持ち、それらリーダーに対して、訓練参加の援助を行なう。
(五) 団員の教育の促進を図る。

- (六) 団員の健康と安全に留意する。
- (七) 団員の入退団を管理し、団の加盟登録について責任をもつ。
- (八) 日本健民少年団連合と密接に連絡をとり、連合の主催する行事に参加の便宜を図る。
- (九) 健民少年団運営の趣旨の普及に努める。

(リーダー会議)

第十七条 団及び訓練隊の教育訓練に関する事項を協議するため、リーダー及び役員代表によってリーダー会議を定期的開催する。

(父母会)

第十八条 団員の保護者とリーダーとの連絡及び意見交換のため、保護者及びリーダーによって父母会を定期的開催する。

(訓練隊)

第十九条 団員の訓育のため、訓練隊を組織する。隊は、班長及び次長を含み六名以上よりなる班をもって活動を行なう。
また、中学生以上の団員をもって、ジュニアリーダー隊を組織し、団活動の中核たる特技を体得するために、自主研究と活動にあたる。

(役員の種類及び定数)

第二十条 本団の役員構成は、次のとおりとする。

- (一) 団長 1名
- (二) 副団長 若干名
- (三) 団委員 若干名
- (四) 事務局長 1名
- (五) 会計 1名
- (六) 会計監査 2名
- (七) 父母代表 若干名

(団長)

第二十一条 団長は、団役員の互選とする。任期は一年とし、年次総会において推戴する。
ただし、再任をさまたげない。団長の任務は次のとおりとする。

- (一) 団の構成を維持し、団の育成発展に努める。
- (二) 団を代表するとともにその活動を統理する。ただし、訓練隊の運営は、その指導に当たるリーダーに委ねる。
- (三) 団役員の主宰者として活動するとともに団役員会の議長となる。
- (四) 関係団体との連絡調整を行なう。

(副団長)

第二十二条 副団長は、団役員の互選とする。任期は一年とし、年次総会において推戴する。
ただし、再任をさまたげない。
副団長は、団長を補佐するとともに特に与えられた任務を分担する。また、団長に事故あるときは、これを代理する。

(事務局長)

第二十三条 事務局長は、団役員の互選とする。任期は一年とし、年次総会において推載する。ただし、再任を妨げない。
事務局長は、団長の補佐をするとともに団の窓口として団活動の事務を行なう。

(会計)

第二十四条 会計は、団役員の互選とする。任期は一年とし、年次総会において推載する。ただし、再任を妨げない。
会計は、団長を補佐をするとともに団財政の管理をする。

(会計監査)

第二十五条 会計監査は、団員の保護者の互選とする。任期は一年とし、年次総会において推載する。ただし、再任を妨げない。
会計監査は、団財政の会計管理の監査を行なう。

(父母代表)

第二十六条 父母代表は、団員の保護者の互選により就任する。任期は一年とし、団・リーダー及び保護者相互の連絡事務を行なう。

(リーダー)

第二十七条 リーダーは、健民少年団活動を理解し、奉仕の精神をもって団運営に積極的に協力し、野外活動を志す十八歳以上の者で団役員会の承認を得た者とし、団員の教育、訓練隊の運営にあたる。
また、技能指導を担当させるために必要に応じてインストラクターを委嘱することができる。

(資金の管理)

第二十八条 本団の資金及び経理は、団役員会の指示に従い維持されかつ整理されなければならない。

(資金の充足)

第二十九条 本団の資金の充足方法は別に定める。

(会計年度)

第三十条 本団の会計年度は、毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

(団則の補完)

第三十一条 この団則にない規程については、日本健民少年団連合に準ずるほか、団役員会で協議し決定する。

(団則の改定)

第三十二条 この団則の制定及び改定は、総会の決議による。

付則 この団則は、平成十八年四月一日から有効とする。



安城市健民少年団会計規則

- 一、会計年度は、安城市健民少年団々則(以下、「団則」という。) 第三十条の定めるところによる。
- 二、資金の充足
 - (一) 団則二十九条における本団の資金充足方法は、次のとおりとする。
 - (二) 助成・補助・寄付金は、団関係者並びに地域内賛助者等からこれを受けられる。
 - (三) 各行事に臨時費用が必要な場合は、参加者から参加費を徴収することができる。
 - (四) 中途退団者は、団費の返済はしない。
 - (五) 新入団員は、入団費(ネッカチーフ・備品費)として、実費(5000円程度)を徴収する。
 - (六) 団費 毎年一回(一人)下記によりを徴収する。
 - 小学生:5000円 (兄弟割引 一人:1000円)
 - 中学生:3000円 (ただし、三年生は、1000円)
 - 高校・大学生:2000円
 - 指導員:2000円
 - (七) 団制服 実費負担とする。
- 三、資金の管理
団則二十八条に定める本団の資金の管理は、次のとおりとする。
 - (一) 支出にあたっては、用途を明確にし、且つ証明として領収書または相当のものを添付する。
 - (二) 予算書にない支出の必要がある場合は、団役員会において協議する。
 - (三) 会計年度終了後、速やかに会計監査を実施する。